

# いじめ防止基本方針

二本松市立二本松第二中学校

## 1 学校としてのねらい

※ いじめ防止対策推進法(以下「い防法」)第13条(策定義務)

「いじめは絶対に許されない」という基本認識に立ち、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、学校全体で生徒一人一人が大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、自他の人権を守るために行動できる力を身に付けさせる。

## 2 いじめ防止等に対する基本的な考え方(「基本理念」い防法第3条)

- (1) いじめは直接には「見えない」「見取れない」ことが多いことを踏まえ、学校の教職員が生徒一人一人を丁寧な「見取り」、生徒の気持ちを感じ取る「目配り」「心配り」に努める。
- (2) 「一つしかない命」の大切さの指導について、学校教育活動全体を通して取り組む。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されないこと」について指導しながら、互いを尊重し合う人間関係の構築や自己有用感、充実感を得ることができるよう教育環境づくりに努める。
- (4) 「気になる」生徒の掘り起こしや「気になる」状況の記録を残す取組を推進する。
- (5) 「思いやり等を育み悩み相談ができる家庭環境づくり」や「生徒の日頃の様子の変容やSNSなどからのいじめの兆候を把握するための視点づくり」について啓発活動に努める。
- (6) いじめの早期発見のため、定期的なアンケートや教育相談などを行い、いじめを訴えやすい体制づくりに努める。
- (7) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応していく。

## 3 いじめの定義と基本的な取組

### (1) いじめの定義

児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(い防法第2条)

### (2) いじめへの対応

いじめへの対応に当たっては、教職員は次の6点を踏まえる。

- ① いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、状況を把握し、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、い防法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(不登校いじめ対応委員会)を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなどのケースでは、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めること。
- ⑥ 教職員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合でも、法が定義するいじめに該当するため、い防法22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」へ事案の情報共有を行うこと。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症による誹謗・中傷による差別や偏見について日頃より指導を行うとともに、感染状況について積極的に情報収集に努め、差別や偏見が生じないよう未然防止に努めること。

## 4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 一人一人の居場所のある温かな学校・学級経営の推進
  - ・教師と生徒、生徒同士によりよい人間関係、信頼関係の構築を図る。
  - ・子ども一人一人の個性・よさを伸ばす授業づくりを行う。
- (2) 個に応じたきめ細やかな指導の充実
  - ・生徒が「できた」「わかった」と感じる授業や集団活動の充実を図り、自己有用感・自己存在感を高める。

- (3) 豊かな人間性、社会性を育む体験活動の推進
  - ・自然体験や職業体験、ボランティア体験など、社会体験型の学習活動の充実を図り、他者を思いやる心や伝え合う力を高める。
- (4) 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
  - ・学校の教育活動全体、特に特別の教科道徳の授業を通して、互いを尊重する気持ちを高揚させ、道徳的な心情を育むとともに、道徳的判断力や道徳的実践力を養う。
  - ・教職員一体となって相手を傷つけない言動を教え、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級づくりを行っていくことで、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を涵養する。
  - ・感染症による差別や偏見をなくす教材を用いて未然防止に努めるとともに、正しい情報をもとに判断する力を養う。
- (5) いじめに関する校内組織の研修会の開催
  - ・不登校いじめ対応委員会、生徒指導委員会、職員会議等において予防策の協議をする。
  - ・いじめに気付く感性や共感性を高揚するための研修会を開催する。
- (6) いじめ防止への啓発活動の推進
  - ・生徒の小さな変化を見逃さず、PTA総会、研修会、保護者会、教育相談を通して、情報を共有するなどの連携強化に努める。
  - ・匿名性や時間的・距離的無制限の上で不特定多数への情報の送受信ができるインターネットの特性を踏まえた情報モラルを指導し、SNS等に適切に対応することができるよう啓発する。
  - ・評議委員会を中心にいじめ防止についての自治活動を行い、ポスターの掲示、全校集会での呼びかけなどを行い、未然防止に努める。

## 5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 観察・把握
  - ① いじめの未然防止を図るため、生徒の気持ちを感じ取る目配り、心配りができるよう全教職員で生徒観察に努め、共通理解を図る。
  - ② 学校生活や授業の様子、生活ノートの記述などの日常的な観察を行い、一人一人丁寧に見取る。
  - ③ 6月・10月にいじめの実態に関する調査を含む悩みごと調査アンケートの実施やアンケート実施後の生徒との教育相談（以下、二者面談）から実態把握に努める。
  - ④ 学年会、生徒指導委員会で気になる生徒の掘り起こしを行う。
  - ⑤ 気になる事項に関する状況や教職員についての情報を共有し、記録を残す。
  - ⑥ 新型コロナ感染状況を把握し、該当生徒への誹謗・中傷がないかの確認を行う。
- (2) 相談体制の整備
  - ① 定期的もしくは適時の二者面談を行う。
  - ② 保護者、生徒、教員の三者で行う三者面談を定期開催する。
  - ③ スクールカウンセラー（以下SC）や生活相談員が必要に応じて相談を行う。
- (3) 保護者、生徒との教育相談の充実
  - ① 教育相談において、交友関係や生活状況などの小さな変化からいじめの兆候がないか確認する。
  - ② いじめの可能性がある場合には、速やかに報告・連絡・相談を行い、組織的に対応する。
  - ③ 教員と話しにくい場合、SCや生活相談員との相談や外部相談機関（スクールソーシャルワーカー、市教育支援センター、児童相談所など）との話し合いの機会をもつようにする。
- (4) 地域からの情報収集
  - ① 地域の健全育成協議会や自治会等と連絡を取り、生徒に関する情報収集に努める。
- (5) 生徒会活動によるいじめ対策計画

月	活動内容	月	活動内容
4月	評議委員会でのいじめ防止活動の仕事内容の確認	10月	
5月	生徒総会(評議委員会でのいじめ防止活動の説明)	11月	
6月	評議委員会による気になる生徒の情報収集・防止活動ポスターの作成など	12月	評議委員会による気になる生徒の情報収集・防止活動ポスターの作成など
7月	全校集会(評議委員会からのいじめ防止の呼びかけ)	1月	

8月		2月	生徒総会(評議委員会のいじめ防止活動の反省)
9月	評議委員会による気になる生徒の情報収集	3月	

## 6 いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けた時、あるいはいじめを受けていると思われる時は、速やかに当該生徒に関わるいじめの有無の確認を行うとともに、その結果を当日中に校長に報告する。
  - ・いつから、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、人間関係上の問題の把握をする。
- ② いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、SCや生活相談員等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒、その保護者に対する支援及び、いじめを行った生徒に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。
  - ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるように、速やかに組織的に対応し、生徒を守り通す。
  - ・いじめを受けた・行った生徒の保護者間で争いが起きぬよう、いじめを行った生徒に対し、毅然とした態度で指導し、再発防止に努める。
- ③ いじめを見ていた生徒、同調した生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、その辛さや苦しさについて考えさせ、相手の心の悩みを共感し、社会性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、教育委員会へ速やかに報告するとともに、所轄警察署と連携してこれに対処する。いじめを受けた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、不登校いじめ対応委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、教育委員会や所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。
  - ※ 教職員は、常に被害者の立場に立った対応に心掛ける。
  - ※ 早期の解決判断はせず、その後の状況については緊密に保護者と連絡・連携をとりながら、継続して注意深く見守る。

## 7 重大事態への対処 (い防法第28条)

### (1) 重大事態

- ① いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 生徒や保護者から上記の重大事態に至ったという申し出があったとき

### (2) 重大事態の報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、い防法第30条第1項の規定により、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告する。

### (3) 対処

- ① 質問用紙の使用やその他適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② いじめを受けた生徒・保護者に対し、当該調査に係る事実関係など必要な情報を適切に提供する。
- ③ いじめによる重大事態が発生した場合、早急にいじめ根絶チームを招集する。併せて、二本松市教育委員会に報告するとともに、警察や専門機関、関係機関等への通報・連絡を行い、適切に対処する。

## 8 「不登校いじめ対応委員会」の役割と組織及び調査・報告の流れ (い防法第22・23・24条)

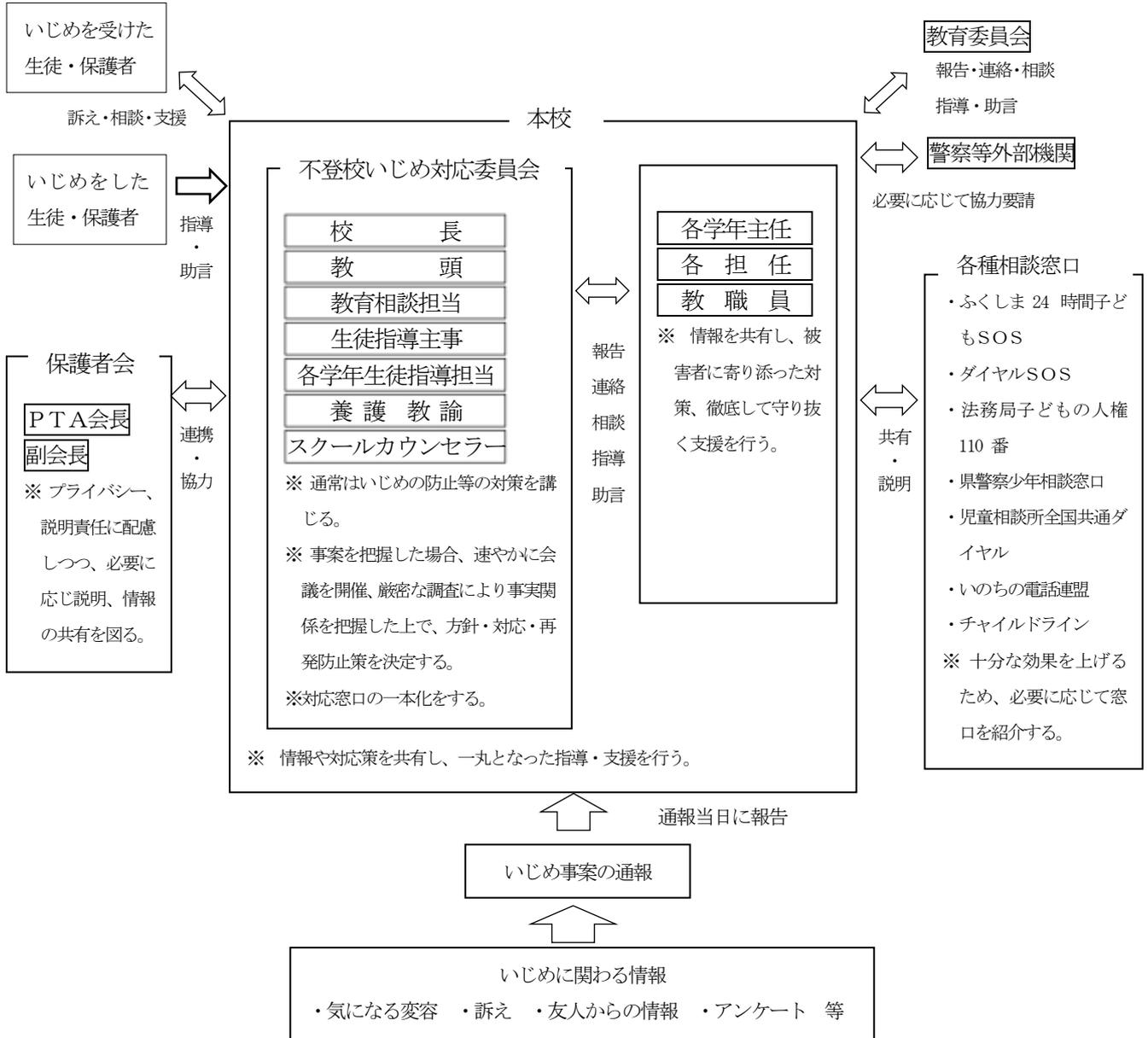
### (1) 不登校いじめ対応委員会の役割

- ① 日々の生徒観察や、家庭や教師間での情報交換によりいじめの実態把握を確実にを行い、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努める。
- ② いじめ問題について、不登校いじめ対応委員会が中心となり、生徒の立場に立ち早期に適切な対応をし、い

じめ問題の解決を図る。

(2) 不登校いじめ対応委員会の組織及び調査・報告の流れ

- ① 不登校いじめ対応委員会には、校長、教頭、教育相談担当、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、SCの9名で組織する。事態が重大と認められた場合には、保護者代表（PTA本部役員5名）及び地域住民代表（学校運営協議会委員11名）と連携して「いじめ根絶チーム」を組織する。
- ② 下記に基づき、不登校いじめ対応委員会が中心となって、全教職員で、事実関係把握、心のケア、加害者指導、家庭との連携、家庭への支援等を行う。



9 その他

- 日常的な評価に加え、教育課程編成時に方針についての評価を行い、必要に応じて改善する。